

特集 風邪、インフルエンザが流行する季節を迎えます

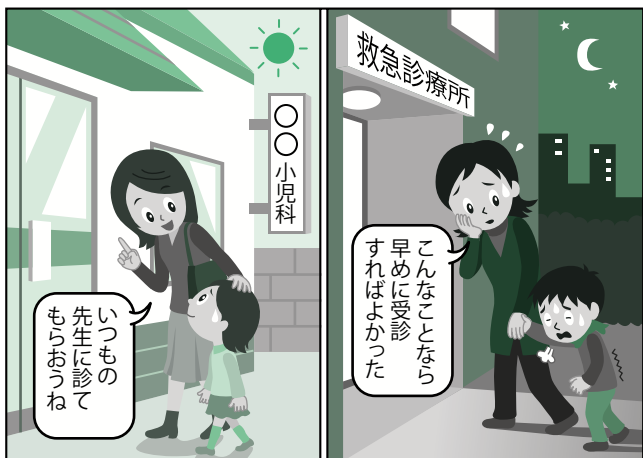
早めのかかりつけ医受診と救急医療の適正利用をお願いします

大和市の二次救急医療の状況

大和市の休日・夜間の救急医療(内科・小児科)は、症状の比較的軽い患者向けの一次救急地域医療センター(休日夜間急患診療所)と入院を必要とする症状の重い患者向けの二次救急(市内5病院の当番制)で構成されています。昨年度の二次救急の受診状況を見ると、約90%が軽症患者でした。多数の軽症患者が二次救急を受診すると、重症患者の診療に支障が生じることにつながります。また、当直の医師など医療従事者の疲弊を招きかねません。

診療時間内(昼間)に余裕を持って受診を

体調を崩したときには、できるだけ診療時間内(昼間)にかかりつけ医を受診しましょう。早めの受診は重症化を防ぐことにつながります。また、救急医療機関にかかるため寒い夜中に外出することは、かえって症状を悪化させることがあります。



救急医療機関にかかるべきか判断に迷ったら

急に具合が悪くなったり、小さな子どもが体調を崩したりすると慌ててしまいがちです。落ち着いて対応するためには、正しい知識やいざというときに相談できる場所を知っておきましょう。

子ども救急パンフレット

子どもの急な病気への対応方法などを紹介しています。保健福祉センターで配布しているほか、市のホームページでも見ることが出来ます。



大和市医師会小児科医会監修の「子ども救急パンフレット」

やまと24時間健康相談

体調のことで迷ったときなど24時間無料で利用できる大和市民限定の電話相談です。医療機関の案内もしています。

かながわ医療情報検索サービス

<http://www.iryo-kensaku.jp/kanagawa/>
地域や診療科、疾病などの条件を設定して医療機関を検索できる県のサービスです。

救急医療機関を受診する必要があるときは、まず地域医療センターへ

一般の医療機関の診療時間外に受診の必要があるときは、まずは地域医療センター(休日夜間急患診療所(内科・小児科、鶴間1-28-5 ☎(263)6800)を受診しましょう。

受付時間

月～土曜日 午後7時50分～10時45分
日曜日、祝日、12月30日～1月3日 午前8時50分～11時45分、午後1時50分～4時45分、午後7時50分～10時45分。

地域のみんで作り、守っていく地域医療

救急医療を含む地域医療は、医療従事者だけでなく、利用者である皆さんの協力・理解があつてこそ作り、守っていくことができます。私たちの救急医療をこれから先も守り続けていくために、その適正利用にご理解とご協力をお願いします。

市基地協が厚木基地の医療搬送訓練を視察

9月21日、県などの主催で大規模災害における救急医療訓練「ビッグレスキュー」が、厚木基地の医療搬送訓練の一環として、厚木基地で開催され、その一環として、厚木基地で医療搬送訓練が実施されました。厚木基地にかかわる諸問題の解決に向けて取り組みを進めている大和市基地対策協議会(会長・大木哲大和市長)は、この訓練を視察しました。



SCUへの患者搬送訓練を見守る大木会長(写真左奥)

同訓練では、厚木基地にSCU(航空搬送拠点臨時医療施設)を設置。被災地から航空搬送されてきた患者にトリアーシや応急救護を実施後、県外の災害拠点病院などに搬送する訓練が実施されました。同協議会の委員からは、県防災安全局や海上自衛隊、D・M・A・T(災害派遣医療チーム)などから説明を受けながら、さまざまな訓練を間近で見学。ヘリコプターによって搬送されてきた患者がD・M・A・Tによる治療を受けたり、処置を受けた重症患者がヘリコプターで県外へ搬出されたりするようすを確認しました。今回の視察は、大規模災害時における厚木基地の使用についての見識を深める貴重な機会となりました。

大和市基地対策協議会では、今後も市民、議会、行政が一体となって厚木基地にかかわる諸問題の解決に向けてさまざまな取り組みを進めていきます。

※トリアーシ・同時発生した大量の負傷者を治療する際、各負傷者に治療の優先順位を設定する作業。

☎ 市役所基地対策課基地対策担当 (260)5310 ㊟ (260)5316

資源持ち去りの追跡調査にGPSを活用

資源を持ち去る行為は組織的・広域的になされています。市では、平成23年10月に「資源とごみの持ち去り禁止を条例に規定し、資源持ち去り行為の防止に取り組んできました。さらにその防止対策を推進するため、関東製紙原料直納商工組合と連携し、11月中旬から資源物(古紙)のGPS(全地球測位システム)による追跡調査を実施します。

追跡調査の概要

- ①リサイクルステーションに出された古紙の中に、GPS端末を設置。
- ②古紙が持ち去られたら、GPS端末の位置情報を確認し、古紙が持ち込まれた問屋を特定。
- ③古紙を購入した問屋へ不正行為の情報を提供。持ち去り者とは一切取引しないよう注意・指導を実施。

市の資源回収車と不正持ち去り行為車との違い

市の資源回収車は、白と緑のツートンカラーの車体で、前後に「大和市



回収車につけた市の資源回収車



ドアの表示

持ち去り行為を見つけたら

危険を伴う場合があるので、資源の持ち去り行為を見つけても、持ち去り者に直接声をかけるのはやめましょう。「日時」「場所」「車のナンバー」「持ち去った物」などをできるだけ詳しく確認し、収集業務課または110番に通報してください。

☎ 環境管理センター収集業務課資源循環担当 (269)7343 ㊟ (268)6715